

(5) 建築物飲料水貯水槽清掃業

物的要件	人的要件	
<p>※飲料水の貯水槽の清掃に専用のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 揚水ポンプ</li> <li>・ 高圧洗浄機</li> <li>・ 残水処理機</li> <li>・ 換気ファン</li> <li>・ 防水型照明器具</li> <li>・ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器</li> </ul>	<p>〈貯水槽清掃作業監督者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貯水槽清掃作業監督者講習会修了者</li> <li>・ 貯水槽清掃作業監督者再講習会修了者</li> <li style="padding-left: 20px;">(上記はそれぞれ修了した日から6年を経過しない者)</li> <li>・ 建築物環境衛生管理技術者(ただし再講習は必要)</li> </ul> <p>※過去に一度も監督者として登録されたことがない者に限り、貯水槽清掃作業監督者として登録することができます。(引き続き登録を受ける際にもその者を監督者とする場合には再講習が必要です。)</p>	<p>〈作業従事者〉</p> <p>従事者全員が年1回以上研修を修了した者であること</p>

その他の要件「平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号(118号一部改正)」より抜粋

**機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること**

機械器具の専用の保管庫は、基本的には以下の要件を満たすこと。

- ・ 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。(①)
- ・ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。(②)
- ・ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。(③)
- ・ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。また、塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たす場合にのみ認めることがある。
- ・ 前述の①から③に掲げる要件を満たしていること。
- ・ 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

**飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、次のいずれにも該当すること。**

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、

委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項：作業実施方法等の書面（様式5-1）の作業手順には、次の内容を含めること。

- ・作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- ・使用する塩素剤の名称及び使用方法
- ・機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- ・機械器具等の点検の方法
- ・保管庫の管理責任者の氏名
- ・従事者の検便等の時期及び検査機関
- ・作業報告作成の手順

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム例

<カリキュラムの考え方> 7時間以上を確保する。科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。

<1年目カリキュラム>

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意 ／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法（貯湯槽含む）	飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水 ／飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点 ／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置 ／作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令 ／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

<2年目以降カリキュラム> 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意 ／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格 ／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法 ／各感染症（レジオネラ症）	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置 ／作業報告書の作成／電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令 ／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60分